

メリット制による保険料の算定例

継続メリット制度	・労災保険率	6/1,000
モデル事業場	・労働者数	20人
	・賃金総額	1億円(1人当たり年間賃金は 平均 500万円)

1 メリット制が適用されない場合(基本となる労災保険料)

$$\text{労災保険料} = 1\text{億円} \times 6/1,000 = 60\text{万円}$$

2 メリット制が適用される場合

$$\text{メリット労災保険率} = (\text{労災保険率} - \text{非業務災害率}) \times \frac{100 + \text{メリット増減率}}{100} + \text{非業務災害率}$$

(1) 無災害事業場の場合(メリット増減率: -40%)

$$\text{メリット労災保険率} = \frac{6-0.6}{1,000} \times \frac{100-40(\%)}{100} + \frac{0.6}{1,000} = \frac{3.84}{1,000}$$

$$\text{労災保険料} = 1\text{億円} \times 3.84/1,000 = 38.4\text{万円}$$

(2) 労災多発事業場の場合(メリット増減率: +40%)

$$\text{メリット労災保険率} = \frac{6-0.6}{1,000} \times \frac{100+40(\%)}{100} + \frac{0.6}{1,000} = \frac{8.16}{1,000}$$

$$\text{労災保険料} = 1\text{億円} \times 8.16/1,000 = 81.6\text{万円}$$

この結果、メリット制により労災保険料額は、38.4万円～81.6万円となる。

有期メリット制度	・労災保険率	13/1,000
モデル事業場	・労働者数	20人
	・賃金総額	2,000万円(事業終了までに労働者に支払われる賃金)

1 事業終了時の労災保険料(確定保険料)

$$\text{労災保険料} = 2,000\text{万円} \times 13/1,000 = 26\text{万円}$$

2 メリット制が適用される場合(確定保険料の改定)

$$\text{改定確定保険料} = \text{確定保険料} + (\text{確定保険料} - \text{非業務災害分保険料}) \times \frac{\text{メリット増減率}}{100}$$

(1) 無災害事業場の場合(メリット増減率: -40%)

$$\begin{aligned} \text{改定確定保険料} &= 26\text{万円} + (26\text{万円} - 1.2\text{万円}) \times \frac{-40\%}{100} \\ &= 16.08\text{万円} \end{aligned}$$

(2) 労災多発事業場の場合(メリット増減率: +40%)

$$\begin{aligned} \text{改定確定保険料} &= 26\text{万円} + (26\text{万円} - 1.2\text{万円}) \times \frac{40\%}{100} \\ &= 35.92\text{万円} \end{aligned}$$

この結果、メリット制により労災保険料額は、16.08万円～35.92万円となる。

(注)本資料は、モデル事業場にメリット制を適用した場合の保険料の増減を示すものであり、現行のメリット制においては、いずれのモデル事業場も要件を満たさないため、メリット制は適用されない。